

第 82 号議案

豊後大野市交流とにぎわいの拠点施設条例の廃止について

豊後大野市交流とにぎわいの拠点施設条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市交流とにぎわいの拠点施設の財産分類を変更し、利活用の増進を図るため、条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市交流とにぎわいの拠点施設条例を廃止する条例

豊後大野市交流とにぎわいの拠点施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。